

岡山県人権教育推進委員会第9回会議

日 時： 平成14年3月18日(月)

起草委員会では、中間まとめ公表後、第7、8回会議でいただいた御意見をもとに協議し、去る2月18日に答申案として公表し、県民の皆さんから多くの御意見をいただきました。第4回起草委員会では、寄せられた御意見をどう反映させるかということで審議し、本日、委員の皆さんに御協議いただく案をまとめております。

県内の団体、個人の方から寄せられた御意見は29件ございました。賛同の意見が25件。反対の意見が4件。賛成、反対にかかわらず、修正要求が17件。17件の内容は個別のものがあまして30カ所ぐらいの修正意見がありました。

P1の「同和問題をはじめ女性、子ども、障害のある人、高齢者、在住外国人、かつてハンセン病を病んだ人々等に対する偏見や差別、また、社会問題化しているいじめ等、なお解決すべき人権問題が存在している。」について、人権問題を差別問題に矮小化している。人権とは、日本国憲法第3章、国際人権規約等に示されている諸権利であることを明確にされたいという御意見が寄せられました。

同じ箇所では、県民の置かれている実態と要求に基づく人権課題を優先されたい。リストラ、就職難などの労働権、職場での自由と権利、プライバシーや内心の自由、環境問題、学習権等という御意見がありました。

また、「インターネット上の差別事象」について、表現と行為の関連と区別など、整理を要する問題であり、他の課題と同列に表現しないようにされたいという御意見がございました。これらにつきましては、推進指針に基づくものであり、また、「分野別施策」の「様々な人権をめぐる問題」にも示されており修正しておりません。

「その要因としては、非合理的で因習的な意識、物の豊かさを追い求め心の豊かさを軽視する社会的風潮、人間関係の希薄化の傾向等が挙げられる。」について、人権問題の要因を「個人の意識」や「社会の傾向」だけでなく、同質性均質性を是とする「日本社会の構造(システム)」との関係において捉えられたいという御意見が寄せられましたが、「……人間関係の希薄化の傾向等」の「等」の中に含まれているということで修正しておりません。

同じ箇所では、ハンセン病患者や元患者に対する人権侵害は、国や自治体などが権力をもって引き起こしたものであり、人権課題の要因にこの観点を挿入されたいという

御意見が寄せられました。これについても「等」の中に含まれているということで修正しておりません。

「平成13年12月20日に、法務省・文部科学省が「人権教育・啓発に関する基本計画（中間とりまとめ）」を策定した。」という箇所でございますが、これは、国が人権教育・啓発に関する基本計画を3月15日に策定し公表したことから、「平成14年3月15日に、法務省・文部科学省が人権教育・啓発に関する基本計画を策定した」と修正しました。

P2の「岡山県人権政策推進指針を踏まえて」について、「推進指針」を踏まえるという制約をせず、自由な論議を保障されたいという御意見が寄せられましたが、先ほどの説明にございましたが、推進指針に基づき人権教育を推進していくために岡山県教育委員会から諮問されたということで修正しておりません。

「これまで同和教育で積み上げられてきた教育の内容や方法及び経験・成果を生かして」について、同和教育のみが人権教育につながるのではない。憲法・教育基本法に基づく民主主義教育の教訓・経験を生かす視点を明確にされたいという御意見が寄せられ、これについては修正いたしました。同和教育以外でも人権にかかわる教育は取り組まれてきたところで、その成果を生かしていくということは大切であるという考え方にに基づき、修正案として、「これまで同和教育等で積み上げられてきた教育の内容や方法及び経験・成果を生かして」としております。

2(3)の「総合的な人権教育行政を積極的に進める」は、日常的な個別・具体的な体験の積み上げを通じて、差別・人権に関わる課題を習得することと矛盾する。訂正されたいといった御意見が寄せられましたが、人権教育行政の在り方として、総合的に推進することを示したものであるということで、アプローチの方法としては、個別的な視点からだけでなく、普遍的な視点からもアプローチをする必要があるといった文言をその後の基本的な考え方のところにも書いてありますが、これは人権教育行政の在り方としての考え方を示したものであるということで修正しておりません。

次の「3 人権教育推進の基本的な考え方」について、「人間が共通して持つ『自己実現、自立、社会参加』の要求を阻害することが人権の侵害であり差別である」について、県の答申では、人権の概念を「人権とは人々が生存と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利である」と示しているが、答申案では、人権の概念を矮小化している。人権の概念を整理されたいという御意見が寄せられました。

また、「我が国固有の人権問題である同和問題を差別問題の核と位置づけ」について、同和問題を差別問題の「核」と位置づけることは、差別問題の課題にランク付けをすることになる。削除されたいという御意見が寄せられました。これらについては、推進指針に基づき、人権教育を充実していくために、岡山県教育委員会から諮問された

ことから修正しておりません。

「これらの実施に当たっては、県民の自主性を尊重し」について、人権教育は、内心にかかわる課題であることから、県民の自主性を尊重すること、押しつけにならないこと、県民の理解と共感を得ること、行政が中立性を保つこと等について明記されたいといった御意見が寄せられましたが、県民の自主性、県民の理解と共感を得ること、中立性については、本答申案に示していることから修正しておりません。県民の理解については、その上の段落の1行目、「さらに、取組が広く県民の理解と共感を得られ、効果的なものになるためには、学習内容や方法を工夫する必要がある」と入っておりますし、中立性につきましては、P 11の(4)その他関連する重要事項の3行目に入っています。

「自由な意見交換ができる環境づくりに努めることが重要である。」について、「自由な意見交換」の前に、「差別解消の視点」を挿入されたいという御意見が寄せられ、これについては修正いたしました。施策の実施に当たって、人権尊重の精神を踏まえることは重要であることから、「県民の自主性」という前に「人権の視点を踏まえ」ということばを入れ、「これらの実施に当たっては、人権の視点を踏まえ、県民の自主性を尊重し、自由な意見交換ができる環境づくりに努めることが重要である。」と修正しております。

次の「4 具体的方策に関する事項」で、P 5の「人的支援」について、「人的支援」としての教職員配置について明示されたいという御意見が寄せられましたが、学校において人的支援が必要であると示していることから修正しておりません。

同じ箇所、「人的支援」として、市町村への常勤の社会教育指導員の配置を明示されたいという御意見が寄せられましたが、市町村に対して、人権教育にかかわって人的支援が必要であると示していることから修正しておりません。

「これまでの同和教育の実践で蓄積された方法や取り組んできたプロセス等の成果」について、同和教育の具体的な成果を明示されたいという御意見が寄せられましたが、具体的な成果については、これから人権教育を推進していく中で生かしていくと考えられるので修正しておりません。また、「同和教育で積み上げられてきた内容や方法及び経験を生かす」について、同和教育のみが人権教育につながるのではない。憲法・教育基本法に基づく民主主義教育の教訓・経験を生かす視点を明確にされたいといった御意見が寄せられ、これについては、前のところで出てまいりました同和教育の成果のみが人権教育につながるのではないという考え方で、「同和教育」のあとに「等」という文言を入れ、「これまでの同和教育等の実践で蓄積された方法や」あるいは「同和教育等で積み上げられきた内容や方法で」というように修正いたしました。

「人権教育を総合的に推進するための効果的な教育実践や教材・資料について情報

提供をしたり，調査研究を行い，その成果を学校等に提供したりすることが必要である。」について，教材・プログラムの開発より，学校が「教育内容の開発」に取り組んだプロセスを大事にし，各学校に還元できる研究指定校制度の充実について提言されたいという御意見が寄せられましたが，指摘された内容は，文案に含まれているため修正しておりません。

「児童生徒の主体的な学習となり，日常生活に生きてはたらく力を培うことができるよう」について，「学校教育」の中で，子どもの積極性を保障する考え方として，「子どもの権利条約」に留意し，例えば「学校運営に参加するなどの条件を保障する方向を位置づける」という文言を挿入されたいという御意見が寄せられ，「子どもの権利条約」をどう生かしていくかについては，今後，個別の人権課題を審議する中で深めていく必要があるのではないかと考えられるので修正しておりません。

続いてP 6ですが，「豊かな自然体験やボランティアなどの体験活動，障害のある人，高齢者，外国人等との交流活動などの教育の充実に努める必要がある。」について，「体験・交流活動」が目的として解されないような記述を挿入されたいという御意見が寄せられ，体験活動や交流活動が人権教育推進の手段であることを明確にし，「……高齢者，外国人等との交流活動などを取り入れた教育の充実に努める必要がある。」という表現に修正いたしました。

今まで，「在住外国人」という表記が，P 6の3行目だけ「外国人」というのは，何か特別の理由がありますか。

いろいろな交流活動ということを考えますと，一時的に外国から来られている方との交流等も含めてということになるかということで，ここでは「在住」をはずしております。

人権尊重の意味からいたしますと，一時的でも，長期でも，やはり岡山の方へ来られておられますので，その点から考えますと，むしろ「在住」をとった方が幅広い意味を持っているのではないかと考えます。

推進指針の方では，分野別の課題としては7番目に「在住外国人」という文言で示されていまして，先ほどのボランティア等への交流の場合は使い分けておりまして「外国人」という表現になっております。

広い交流もされているわけですから，姉妹縁組をしている学校等では，外国人が訪問されるという場合のことを含めれば，「外国人」だけの方がよいのかもしれませんが。「はじめに」とか「基本的な考え方」等で「在住外国人」ということで示されていますが，「はじめに」のところに，なお解決すべき人権問題が存在しているとしている中の1つですから，どちらかと言えば，訪問して来られる方に対する偏見やそうしたこ

とはあまりないのではないかと考えられますので，推進指針に従ってこれでいいのではないかと考えます。

P 6の「イ 社会教育」のところでは、「すべての人々」について、「すべての人々」の後に「一人ひとり」を挿入されたいという御意見が寄せられましたが，すべての人々の中に，一人ひとりという意味内容が含まれているということから修正しておりません。

「地域は，子どもの人権意識の形成に大きく影響する重要な場であることから，人権の視点を踏まえた地域ぐるみの取組をする必要がある。」について、「子育ての孤立化」「地域の教育力の低下」を踏まえ、「学校を核とした地域教育コミュニティづくり」「地域が家庭を支える」「地域の子どもは地域で育てる体制づくり」等，地域づくりの方向性を明示されたいという御意見が寄せられましたが，「地域の子どもは，地域で育てる。」という視点は大切であるということから，「地域は，子どもの人権意識の形成に大きく影響する重要な場であることから，人権の視点を踏まえた地域ぐるみの取組をする必要がある。その際，地域で子どもを育てるための環境づくりを進めることが大切である。」という表現に修正いたしました。

P 7の「人権尊重の豊かな感性をはぐくむことのできるよう，体験的参加型の学習方法や様々な人権問題にかかわっての交流体験・現地研修などの学習プログラムの開発に努める」について，前にもございましたが，「体験・交流活動」が目的として解されないような記述を挿入されたいといった御意見が寄せられ，体験活動や交流活動が人権教育推進の手段であることを明確にするということから，「人権尊重の豊かな感性をはぐくむための手法として，体験的参加型の学習方法や……」という表現に修正いたしました。

4(2)と(3)につきましては，会長談話にありますように，中間まとめの中で喫緊の課題であるということから答申として示したところであり，基本的な考え方については修正をしません，語句等で不都合な点があれば修正ということから起草委員会では審議いただきました。

P 7の「インターネット上の差別書き込み，差別文書等の配布，えせ同和行為等，社会に偏見や差別の実態が依然として根深く存在することから，」について，匿名の者の行為を物差しにして社会的に「根深い」とする論は間違っている。通婚，混住などの実態等，同和问题解決の現状を正しく示されたいといった御意見が寄せられましたが，推進指針に基づくものであるということから修正しておりません。

「今後も同和教育を推進することが大切である。」について，同和地区にみられる教育課題は，個別地域的・階層的な性格を帯びてきており，同和教育を必要とする実体的根拠は急速に消滅している。現段階での同和教育は，有害無益であり，同和問題の

解決を遅らせるものである。同和教育を廃止されたいといった御意見が寄せられましたが、今後も同和教育を推進することは重要であるという考えから修正しておりません。

P 8 の 4 行目の「教育」については人権教育行政の在り方について諮問されたところであり、一般対策の中で行政施策を進めるという意味から行政を挿入するという考えから、「一般対策の中で同和問題の早期解決を目指す教育行政を進めることは重要である。」と修正しております。

「同和教育を人権教育推進体系に正しく位置付け、重要な柱として」について、「同和教育を人権教育推進体系に正しく位置づけ、重要な柱として」と示しているが、同和問題は差別問題の核であることから、「重要な基本」とされたいという御意見が寄せられましたが、「今後の同和行政の在り方」については、すでに「中間まとめ」の中で喫緊の課題であるということで答申としてまとめられたということで修正しておりません。

P 8 の「ア 同和教育基本方針の改訂」の「同和教育基本方針を今後もよりどころとして推進していく必要がある。」について、同和教育基本方針を廃止されたいという御意見が寄せられましたが、今後も、改訂された同和教育基本方針に基づき、同和教育を推進することは重要であるということで修正しておりません。

続いて、「同和教育基本方針を今日的な課題に対応した取組のためのよりどころとなるよう、内容等を検討し、次の点について見直し、改訂することが必要である。」について、同和教育基本方針の趣旨を尊重し、基本的な考え方や表現はそのまま生かし、改訂は最小限にされたいという御意見が寄せられましたが、基本方針の改訂については、岡山県教育委員会の取組であるということで修正しておりません。

P 9 の「同和問題にかかわり教育上配慮を必要とする幼児・児童・生徒」について、「同和地区の子弟」を特定する行為、あるいはそれに結びつく取組は人権侵害になる。「同和問題にかかわる教育上の問題」とは何かを明確にされたいという御意見が寄せられましたが、地対財特法の失効後は、行政から同和地区の特定はできないが、同和問題にかかわる教育上の問題が存在しており、地域のニーズに基づき、一般対策で取り組む必要があるという考えから修正しておりません。

また、進路保障の「教育上の問題が存在する地域においては、地域のニーズに基づき」について、「教育上の問題」「地域のニーズ」の前に、「同和問題にかかわり」の文言を挿入されたいという御意見が寄せられましたが、文脈から、同和問題にかかわる教育上の問題であると考えられることから修正しておりません。

P 10 の事業化に当たっての「自己実現、自立、社会参加」や差別意識の解消の視

点を明確にして実施することにより」について、事業化について、「自己実現，自立，社会参加」は人権の定義であること。また，それを阻害する要因が差別であるとする岡山県人権政策審議会答申の文言を正確に使用されたいという御意見が寄せられましたが，この箇所は，人権の概念を説明するものではないということで修正しておりません。

(3)の人権教育課題の把握の在り方に入ります。P11の「これまでの基礎調査を人権教育推進上の課題が把握できるものに再構成していく必要がある。」について，再構成したものを教育行政上具体的にどう生かしていくのかを一層明確にした答申にされたいという御意見が寄せられましたが，岡山県教育委員会が，今後の課題として明確にされたいということで修正しておりません。

「(4)その他関連する重要事項」P12の「さらに，人権教育は，一人ひとりの生涯の中で，様々な機会を通して実施されることにより効果を上げるものであることから，各園，各学校などの学校教育機関及び公民館等の社会教育機関と，法務局や人権擁護委員等の人権擁護機関との間の連携も図るなど，地域における人権教育のネットワークづくりが必要である。」につきましては，地域における人権教育推進のネットワークづくりが大事であるということでそのあたりを明確にし，「さらに，地域における人権教育を推進するためには，各園，各学校などの学校教育機関及び公民館等の社会教育機関と，法務局や人権擁護委員等の人権擁護機関との連携を図るなど，ネットワークづくりが必要である。」と修正いたしました。

このことにつきましては，公的機関だけではなく，「人権擁護機関との間の連携も図るなど，地域における人権教育のネットワークづくりが必要である。」の部分にもありますが，「人権擁護機関」だけではなく，「民間関係団体」「関連NGO，NPO」等，広く連携を図り，ネットワーク化されるよう文言を挿入されたいという御意見が寄せられました。そうした御意見の趣旨を踏まえたものということで，起草委員会では公的機関を中心という協議もいただき，少し幅を広げてといったことで特に意味内容としては，先ほどのように人権教育推進のネットワークづくりを地域で進めていくということを確認にして，「さらに，地域における人権教育を推進するためには，各園，各学校などの学校教育機関及び公民館等の社会教育機関と，法務局や人権擁護委員等の人権擁護機関との連携を図るなど，ネットワークづくりが必要である。」と修正しております。

「5 おわりに」については，県下の人権教育の充実のための行政施策の要望を明確にした文章にしたということです。修正したものは，「本委員会は，県教育委員会が，この答申を踏まえ，速やかに「人権教育行政の推進」のための諸施策を講ずることを望むものである。」と修正しております。

その他，全体を通してということですが，いただいた意見の中に「全体について」

のものがございます。起草委員会では、そうした部分も踏まえて審議をいただきました。その中に、「寄せられた意見、内容並びに答申案に対する批判的な意見等をどう討議したかを公表することを求めます。」という御意見もございました。こうした意見も大切に、何らかの方法で意見をまとめたものを出していかなければいけないという御意見もいただきました。この内容については、第9回会議の概要ということでホームページに掲載することになりますので、こうした意見についてはお答えができるのではないかと考えています。

寄せられた意見の中で多かったのが「推進指針にとらわれず自由な論議をする必要がある」という意見でした。こうした意見も真摯に受け止める必要があるのではないかという考えも出されました。そうしたことも踏まえ全体を検討していただきました。

寄せられた御意見の中に、意見募集の期間が短いというものがありません。

意見募集の期間は15日です。本来ですともう少し期間をとりたかったわけですが、審議の進行の都合でちょっと短くなったように思います。

これをもちまして答申の検討は終了させていただきます。本日の協議を踏まえまして修正したものを答申として、22日に両副会長と一緒に岡山県教育委員会教育長にお渡しするということになりますが、皆さんの御了承をいただけますでしょうか。なお、修正等に当たりましては会長、副会長に一任ということでまとめさせていただきます。では、本日をもちまして、本委員会に諮問されました諮問第1号「人権教育行政の推進の在り方について」の審議を終わらせていただきます。